

保健課

配偶者健診を実施します

ご家族の健診受診機会を確保し、健康管理の充実を図るため、40歳未満の被扶養配偶者を対象に、配偶者健診を実施します。今年度も対象者全員に受診券を配付しますので、内容をご確認のうえ、ぜひ受診してください。

■受診対象者

昭和59年4月1日以降生まれの被扶養配偶者
(令和5年10月1日現在の被扶養配偶者)

■健診実施日

令和5年12月1日(金)から令和6年2月29日(木)まで
(ただし、契約健診機関が健診業務を行う日)

■契約健診機関

- やまがた健康推進機構各センター
(山形市・新庄市・米沢市・南陽市・酒田市)
- 山形市医師会健診センター(山形市)
- 寒河江市西村山郡医師会総合健診センター(寒河江市)
- 荘内地区健康管理センター(鶴岡市)

※各健診機関の住所・電話番号等は受診券に同封の案内書にてご確認ください。

■予約方法

希望する健診機関に直接受診申し込みをしてください。申し込み後、健診機関から案内書や問診票等がご自宅に送付されますので、案内書の指示に従って受診してください。

■自己負担

- 基本健康診査・・・無料
- 胃がん検診・・・2,000円
- 子宮がん検診・・・2,000円

※上記の金額を健診機関窓口にて、直接お支払いください。



■健診内容

●基本健康診査

対象者：上記の受診対象者

検査内容：

- ・内科診察・BMI（体格指数）・身体計測（腹囲測定を含む）・血圧測定
- ・血糖検査・血中脂質検査・肝機能検査・尿検査・貧血検査・心電図検査
- ・眼底検査

●胃がん検診

対象者：受診対象者のうち、30歳以上の希望する方

検査内容：胃部X線間接撮影（一部健診機関で異なる場合あり）

●子宮がん検診

対象者：受診対象者のうち、20歳以上の希望する女性

検査内容：問診及び子宮頸部細胞診検査

■注意事項

- 受診対象者の年齢については、今年度達する年齢になります。
- 受診券は10月中旬頃に受診対象者のいる組合員へ配付しますので、必ず対象者にお渡しください。
- 受診券の配付後、扶養認定が取り消された配偶者は、受診できません。
- 配偶者健診に関する詳細については、受診券に同封の案内書をご覧ください。
- 40歳以上の被扶養配偶者の方は対象外となります。特定健康診査を受診してください。

詳しくは、各所属所の共済組合事務担当課又は共済組合保健課健康係（TEL023-622-6902）までお問い合わせください。

